

平成26年4月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、初診日を平成〇年〇月〇日とする心肺停止蘇生後脳症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求の傷病名(心肺停止蘇生後脳症)につきましては、違法薬物の使用が原因であり、国民年金法第70条の規定により、支給できません。」という理由により障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 国年法第70条は、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができ、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の

死亡についても、同様とすると規定している。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が、第2の2記載のとおり、国年法第70条の規定により障害基礎年金を支給しないとした原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人にかかる違法薬剤使用の事実が認められるかどうかであり、その事実が認められる場合には、請求人の故意の犯罪行為若しくは重大な過失に基づくものであったとして障害基礎年金を支給しないとした原処分の当否である。
- 3 当該傷病の原因について判断する。

a 病院 b 科・A 医師(以下「A 医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書、A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書、c 病院・B 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、c 病院・C 医師(以下「C 医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、C 医師作成の平成〇年〇月〇日付身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用)によれば、請求人は、平成〇年〇月の退職後に大量飲酒となり、平成〇年に急性膵炎を発症してc 病院に入院、低酸素脳症の影響もあり、せん妄を生じ、情動統制がはかれず、同病院 d 科を受診しており、以後インスリンを必要とする糖尿病となり、同病院外来では、不眠等を訴えて、睡眠薬の処方を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、自宅で意識障害を生じ、c 病院に救急搬送されたが、尿のスクリーニングで体内から違法薬物であるフェンサイクリジン(以下「本件薬物」という。)が検出され、意識障害の原因として他の要因は明らかにされず、意識障害の原因は本件薬物によるものと判断されて、その後、意識は回復せず、胃瘻造設、全介助の状態となることが認められる。

本件薬物は、催幻覚薬物の1つであり、わが国では麻薬に指定されており、街で取引されている違法薬物の中でも、その

作用を予測することが非常に困難なものとされ、有頂天な酩酊状態から陰鬱なせん妄や幻視など一時的な思考の錯乱等を招く薬物であり、その作用を詳細にみると、第1段階では、使用者は自分の肉体的な変化を自覚し、自分の身体から自分自身が離脱していくような感じ（離人現象）を生じ、自分のしていることを外から自分で注視しているような感じ、あるいは、自分の身体がどんどん小さくなり、無重力の状態になっていくような感じ、魂が身体から抜け出すような感覚を生じるとされ、第2段階では、著しい幻視、幻聴など感覚受容の歪みを生じ、自分の置かれている時間的感覚、空間的認識などが失われ、抑制のない多弁、外界からのさまざまな刺激に対して無感覚となり、高度の精神錯乱状態を経て、昏迷から意識低下を招く薬剤とされている。

そして、本件薬物は、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号、別表第1の第75号の規定に基づく麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令第1条第56号により麻薬と指定されており、麻薬及び向精神薬取締法第27条第1項の規定によって、同法第2条第18号に規定する麻薬施用者でなければこれを施用してはならないとされ、これに違反した場合は同法第66条の2の規定により処罰されることが定められている。

4 以上のように、請求人の当該傷病は、その原因として本件薬物の使用によって生じたものと認められる。そして、上記の各資料に請求人の病歴状況申立書をも加えて検討すると、請求人は、退職後のストレス等のために大量飲酒を続け、その延長として悩みからの逃避を求めて、上記のような作用を有する本件薬物の使用に及んだものと考えられ、本件薬物は、上記のとおり、その作用等から麻薬とされ、社会的にも危険な違法薬物とされていて、たやすく入手することができるものではないと考えられることや、請求人は26歳に達した成人であり、就労経験

もあって、相応の判断力を有していたものとみられることなどからすれば、請求人は、本件薬物が上記のようなものであり、その施用が禁止されていることを認識しながら、あえてその有する作用を求めて、これをわざわざ入手して自ら施用したものと認めるのが相当である。

そうすると、請求人は、本件薬物の施用という故意の犯罪行為によって、当該傷病に係る障害の状態を生じさせたものというべきである。

なお、国年法第70条は、同条所定の事実の存する場合には、「給付は、その全部又は一部を行わないことができる。」として、給付を行わない対象を全部とするか一部とするかについては、それを保険者の裁量に委ねているところ、本件に現れた諸般の事情を総合勘案するならば、原処分が、本件裁定請求に係る障害給付の全部を支給しないとすることは、その裁量権の範囲を逸脱したものではないと認められる。

5 よって、原処分は相当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり裁決する。